

平成29年度 表彰対象者

功労賞

該当者なし

技能賞

関東大会優勝、全国大会3位以内

栗原 遼太：第56回 全日本教職員バドミントン選手権大会
一般男子単 3位

第6回 関東教職員バドミントン選手権大会
一般ダブルス 優勝

高田 晃：第6回 関東教職員バドミントン選手権大会
一般ダブルス 優勝

石岡佳世子：第34回 全日本シニアバドミントン選手権大会
40女子複 準優勝

第33回 関東シニアバドミントン選手権大会
35女子複 優勝

中嶋 愛美：第34回 全日本シニアバドミントン選手権大会
40女子複 準優勝

第33回 関東シニアバドミントン選手権大会
35女子複 優勝

朝倉 美香：第34回 全日本シニアバドミントン選手権大会
45女子単 3位

関口 美希：第12回 全日本レディースバドミントン競技会（ダブルス大会）
Aブロック（合算年齢70歳以上） 優勝

矢島茉由子：第12回 全日本レディースバドミントン競技会（ダブルス大会）
Aブロック（合算年齢70歳以上） 優勝

飯野 博英：第33回 関東シニアバドミントン選手権大会
50男子複 優勝

後藤 史光：第33回 関東シニアバドミントン選手権大会
50男子複 優勝

中田賞

該当者なし

平成29年度 全体会計決算(案)

収入

	摘要	予算	決算	予算差異	備考
1	前年度繰越金	4,027,827	4,027,827	0	
2	県バ登録費	2,810,000	3,010,800	200,800	一般:1,418人×@1,000、高校:2,218人×@500 小中:2,419人×@200
3	県補助金・助成金	1,600,000	1,313,540	-286,460	国体派遣費、関フロ派遣費等含む
4	日バ協委託金	1,100,000	2,368,760	1,268,760	事業委託:1,202,800、審判登録:341,000 指導者登録:16,800、小中高一貫事業:708,160 ABC大会助成:100,000
5	その他収入	50,000	50,000	0	上毛新聞社
6	受け取り利息	40	19	-21	
	合計	9,587,867	10,770,946	1,183,079	

支出

	摘要	予算	決算	予算差異	備考
1	分担金	300,000	335,296	35,296	日バ、関東連盟、県スポーツ協会
2	事務局費	700,000	491,022	-208,978	事務費、会議費、通信費等
3	運営本部	800,000	940,324	140,324	広報発行、ホームページ管理、審判員補助等
4	事業本部	0	200,324	200,324	大会補助
5	選手指導本部	3,000,000	2,935,236	-64,764	指導、強化等、関フロ、国体参加補助含む
6	対外大会補助費	850,000	2,221,701	1,371,701	関フロ、JOC大会補助、指導員育成、小中高一貫助成
7	対外費	150,000	268,052	118,052	日バ、関東連盟、大会視察等旅費、懇親会費
8	慶弔費	60,000	72,847	12,847	主として協会役員関係お悔やみ
9	予備費	3,727,867	3,306,144	-421,723	繰り越し金
	合計	9,587,867	10,770,946	1,183,079	


平成29年度 収支決算監査報告

全体会計及び各本部分会計決算の監査を行った結果、記載通り相違ないことを認めます。

平成30年4月1日

監事

周東聖子 

田島郁也 

平成30年度 基本方針（案）

1 協会運営の活性化

- ・ 定期的な各種会議の開催による情報の共有化
- ・ 中期的な視野での役員育成活動の推進
- ・ 日バ・県バ登録者の増加

2 関係団体・市町村協会との連携強化並びに登録人数の増加推進

- ・ 関係団体・市町村協会との緊密な連携
- ・ 各種レク大会等の共同運営
- ・ 各種大会への役員派遣

3 公認審判員の育成・確保と活用

- ・ 審判員の活用と待遇改善
- ・ 全国・関東大会開催に向けて、審判資格試験並びに研修会の開催
- ・ 指導者の審判資格取得啓蒙活動の推進

4 組織的な競技力向上対策事業の推進

- ・ 強化指定制度の策定による、小中高一貫した定期的強化活動の実施
- ・ 国体対策として、短期及び中長期における選手強化活動の実施
- ・ 指導者養成講習会（研修会）の開催
- ・ （公財）日本体育協会公認競技別スポーツ指導者資格研修会の開催
- ・ オール関東ジュニアアスリートアカデミーへの選手派遣

1 . 群馬県バドミントン協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協会は、群馬県バドミントン協会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本会の事務局は、群馬県前橋市荒子町1518-2 事務局長 久保田一浩 気付に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、県内各市町村単位で組織するバドミントン協会（クラブ）の共同体として、相互の緊密な連携を図り、バドミントンを通じ社会体育の健全な発展と県民の体位向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) バドミントンの普及及び指導
- (2) 各種競技大会及びレクリエーション大会の開催
- (3) (公財)日本バドミントン協会及び関東バドミントン連盟への加盟
- (4) 国際大会・全国大会等の主管
- (5) 県外大会への代表選手の派遣及び選考
- (6) 競技力向上及び地域指導者の育成
- (7) バドミントンに関する調査・研究・資料の収集
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び登録

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、群馬県内の市町村単位の組織（以下「組織」という）に所属する会員、及び、本協会加盟公認団体（以下「団体」という）に所属する会員で構成する。

2 「団体」に所属する会員は、同時に「組織」に所属する会員となる。

3 名誉顧問、名誉会長等についてはその限りではない。

(登 録)

第 6 条 組織は、原則として、所属会員全員を本会に登録する。

2 団体は、本会への登録を組織に代行して行うことができる。

3 (公財)日本バドミントン協会への登録は本会を通じて行い、登録申請者は本会への登録と同じ組織又は団体が行う。

4 登録に関する規定は、別に定める。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専任理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事長 1名
- (6) 副理事長 若干名
- (7) 理事 必要に応じた人数
- (8) 代議員 必要に応じた人数

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、専任理事、監事は総会において推挙する。

- 2 正副理事長、事務局長、事務局次長、正副本部長、部長、マネジメントコーチは役員選考特別委員会で本会会員から選考し、総会において選出する。
- 3 理事は、各都市及び各公認団体推薦者並びに本条第2項の者とする。なお、都市選出及び公認団体選出の理事は各1名とし、改選前2年間の平均一般会員登録者数が200名以上の都市は1名追加することができる。
- 4 理事に欠員が生じた場合は補充することができる。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理して行う。

第11条 専任理事は、理事会の要請に応じ指導助言する。

第12条 理事長は、会長の指示を受けてすべての会務を処理する。

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、その職務を代理して行う。

第14条 理事は、理事会を構成し、本会の重要事項を審議する。

(監事の職務)

第15条 監事は、本会の業務及び経理に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の収支の状況を監査する。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (3) 会計の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、会長又は理事長に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、役員を招集する。

(役員任期)

第16条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で選出された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員 の 解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事会において委任状を含め構成員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反及び役員として相応しくない行為があったとき。

(代 議 員 の 職 務 及 び 選 出)

第 18 条 代議員は、総会で重要事項を審議し議決する。

第 19 条 代議員は、第7条(4)を除く(1)から(7)の役員、及び、各市町村及び公認団体より選出された者とする。ただし、本会の会員であること。

- 2 各市町村選出及び公認団体選出は各1名とする。なお、改選前2年間の平均一般会員登録者数が200名以上の郡市は1名追加することができる。

第 5 章 名 誉 会 長、名 誉 顧 問、顧 問 及 び 参 与

(名 誉 会 長)

第 20 条 本会に名誉会長を1名置くことができる。

第 21 条 名誉会長は、総会にて推挙し会長が委嘱する。

- 2 名誉会長は、特に重要な事項について会長の諮問に応える

(名 誉 顧 問、顧 問 及 び 参 与)

第 22 条 本会に名誉顧問、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉顧問、顧問及び参与は、本会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、会長の必要と認める事項についてその諮問に応ずる。

第 6 章 会 議

(総 会)

第 23 条 総会は役員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 総会の議長は会長があたり、年1回開催するものとする。なお、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第 24 条 総会は、次に掲げる事項について審議し議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 剰余金の処分
- (4) 規約の改廃
- (5) 名誉会長、会長、副会長、専任理事、監事の推挙
- (6) 正副理事長、事務局長、事務局次長、正副本部長、部長、マネジメントコーチの選出
- (7) その他本会の業務に関する重要事項

(理 事 会)

第 25 条 理事会は必要に応じて理事長が招集し、本会の運営のために必要な事項の企画を立案

し、併せて次の事項を議決する。

(1) 規程の改廃

(2) その他必要事項

2 理事会の議長は、理事長があたる。

(会議の定数)

第26条 総会及び理事会は、すべて構成員数の過半数(委任状を含め)以上の出席をもって成立する。

2 本会の会議の議決は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第27条 本会の運営上必要があるときは、総会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、総会で別に定める。

第8章 会計及び事業計画

(収入)

第28条 本会の収入は次のとおりとする。

(1) 会員の登録料

(2) 事業に伴う収益

(3) 県補助金及び助成金

(4) 寄付金

(5) その他の収入

(会計の種類)

第29条 本会の会計は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会員の登録料

(2) 県補助金及び助成金

(3) 寄付金及びその他の収入

(会計の管理)

第30条 本会の会計は、事務局長が管理し、会長名義の口座を設けて保管する。

(会計の処理制限)

第31条 会計の処理制限は、一般経費及び定められた支出については事務局長が行い、特別な事項の支出については理事長の許可を要する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画に伴う収支予算案は、事務局長が編成し、総会の議決を経なければならぬ。

(収支決算)

第33条 本会の収支決算書は事務局長が作成し、監事に提出して会計監査を受けた後、総会

の議決を経なければならない。

- 2 本会の年度決算に剰余金があるときは、総会の議決を経て一般会計の翌年度繰越金とする。

(会計の年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約・規程等の改正

(規約の改正)

第35条 規約の改正は、総会において出席者の過半数以上の議決を経なければならない。

(規程の改正)

第36条 規程の改正は、理事会において出席者の過半数以上の議決を経なければならない。

第10章 補 則

(公認団体)

第37条 本会は、本会の会員で構成する次の団体を公認し、関連事業を助言援助する。

- (1) 群馬県実業団バドミントン連盟
- (2) 群馬県教職員バドミントン連盟
- (3) 群馬県学生バドミントン連盟
- (4) 群馬県高等学校体育連盟バドミントン専門部
- (5) 群馬県中学校体育連盟バドミントン部
- (6) 群馬県小学生バドミントン連盟
- (7) 群馬県レディースバドミントン連盟

(付 則)

第38条 本規約の執行についての細則は別に定める。

第39条 本規約は、平成2年4月1日から施行する。

本規約の改定は、平成9年4月6日から施行する。

本規約の改定は、平成11年4月18日から施行する。

本規約の改定は、平成19年4月8日から施行する。

本規約の改定は、平成30年4月8日から施行する。

平成30年度事業計画(案)

事務局・他

期日	事業内容	会場	担当
H30.4.8	平成30年度定期総会	ミツバ企業年金基金会館 アルファプラザ	事務局
H30.4.20	県スポーツ協会全体会議	総合スポーツセンター	関係者
H30.5.6	第1回部長会議	高崎中央体育館会議室	事務局
H30.6.2	第2回部長会議	前橋市城南公民館	事務局
H30.6.23/24	関東ろう者体育大会	ALSOKぐんまサブアリーナ	関係者
H30. 6.30/7.1	関東信越高等専門学校大会	ヤマト市民体育館前橋	関係者
H30.7.8	市町村協会及び関係団体事務局会議	前橋市城南公民館	市町村 事務局
H30.7.8	第3回部長会議	前橋市城南公民館	事務局
H30.9.22	第1回役員選考特別委員会 第4回部長会議	前橋市城南公民館	選考委員 事務局
H30.10月	第5回部長会議	前橋市城南公民館	事務局
H30.12月	第2回役員選考特別委員会 第6回部長会議	前橋市城南公民館	選考委員 事務局
H31.2月	第3回役員選考特別委員会 第7回部長会議	前橋市城南公民館	選考委員 事務局
H31.3月	第4回役員選考特別委員会 第8回部長会議	前橋市城南公民館	選考委員 事務局
H31.3.31	平成30年度会計監査	前橋市城南公民館	関係者

平成29年度 登 録 状 況

H30/3/31現在

		県 協 会 登 録				日 本 協 会 登 録			
		一 般	高 校 生	小 中 生	合 計	一 般	高 校 生	小 中 生	合 計
01	前橋市	230			230	183			183
02	高崎市	263			263	139			139
03	桐生市	71			71	58			58
04	伊勢崎市	99			99	90			90
05	太田市	121			121	103			103
06	沼田市	64			64	61			61
07	館林市	16			16	16			16
08	渋川市	80			80	63			63
09	藤岡市	8			8	8			8
10	富岡市	22			22				0
11	安中市	10			10				0
12	みどり市	41			41	41			41
15	北群馬郡	榛東村	12		12	12			12
16		吉岡町			0				0
18	多野郡	上野村			0				0
19		神流町			0				0
20	甘楽郡	下仁田町			0				0
21		南牧村			0				0
22		甘楽町	15		15	4			4
23	吾妻郡	中之条町	4		4				0
24		長野原町	5		5	5			5
25		嬭恋村			0				0
26		草津町	1		1				0
28		高山村			0				0
29		東吾妻町			0				0
30	利根郡	片品村			0				0
31		川場村			0				0
32		昭和村	2		2	2			2
33		みなかみ町	14		14	10			10
34	佐波郡	玉村町	39		39	10			10
35	邑楽郡	板倉町	2		2	2			2
36		明和町			0				0
37		千代田町			0				0
38		大泉町	11		11	11			11
39		邑楽町			0				0
	小学生連盟	21		423	444	21		423	444
	中体連			1,996	1,996			1,996	1,996
	教員	78		78	78	78		78	78
	高体連		2,218		2,218		2,218		2,218
	教員	153		153	153	153		153	153
	学生連盟	33			33	33			33
	教員	3			3	3			3
	計	1,418	2,218	2,419	6,055	1,106	2,218	2,419	5,743

1,130

818

県協会	会費	人数	計
小学生	200	423	84,600
中学生	200	1,996	399,200
中学生	200	0	0
高校生	500	2,218	1,109,000
高校生	500	0	0
大学生	1,000	33	33,000
一般	1,000	1,130	1,130,000
一般・小	1,000	21	21,000
一般・高	1,000	0	0
教員・中	1,000	78	78,000
教員・高	1,000	153	153,000
教員・大	1,000	3	3,000
合計		6,055	3,010,800

日バ	会費	人数	計
小学生	300	423	126,900
中学生	300	1,996	598,800
中学生	300	0	0
高校生	500	2,218	1,109,000
高校生	500	0	0
大学生	1,000	33	33,000
一般	1,000	818	818,000
一般・小	1,000	21	21,000
一般・高	1,000	0	0
教員・中	1,000	78	78,000
教員・高	1,000	153	153,000
教員・大	1,000	3	3,000
合計		5,743	2,940,700